

第3号議案 神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更について
(山田44生産緑地地区ほか13地区)

計 画 書

神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更(神戸市決定)

1. 都市計画生産緑地地区中,山田44生産緑地地区,山田45生産緑地地区,有野139生産緑地地区,有野140生産緑地地区,有野141生産緑地地区,玉津141生産緑地地区を廃止する。
2. 都市計画生産緑地地区中,道場22生産緑地地区ほか7地区を次のように変更する。

名 称	面 積
道 場 22 生産緑地地区	約 0.98 ha
池 上 27 生産緑地地区	約 0.13 ha
伊川谷 31 生産緑地地区	約 0.06 ha
玉 津 127 生産緑地地区	約 0.06 ha
玉 津 128 生産緑地地区	約 0.25 ha
玉 津 129 生産緑地地区	約 0.21 ha
玉 津 131 生産緑地地区	約 0.18 ha
玉 津 133 生産緑地地区	約 0.27 ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

本市では、平成4年に生産緑地法の改正に伴い新たに生産緑地地区の都市計画決定を行った。その後、農地の集合化が行われた場合や農業の継続が困難となった場合等に都市計画の変更を行っている。

このたび、農業の主たる従事者が農業に従事することを不可能にさせる故障の理由により、農地の適正な保全を図ることが困難となった生産緑地地区について廃止又は変更する。

(参考)変更の概要

1. 変更内容

農地として保全することが困難となった生産緑地地区の廃止・変更

名 称	変更前	変更後	増減	備 考
山 田 44 生産緑地地区	約 0.12 ha	-	約 0.12 ha	廃止
山 田 45 生産緑地地区	約 0.09 ha	-	約 0.09 ha	廃止
有 野 139 生産緑地地区	約 0.22 ha	-	約 0.22 ha	廃止
有 野 140 生産緑地地区	約 0.09 ha	-	約 0.09 ha	廃止
有 野 141 生産緑地地区	約 0.14 ha	-	約 0.14 ha	廃止
道 場 22 生産緑地地区	約 1.06 ha	約 0.98 ha	約 0.08 ha	変更
池 上 27 生産緑地地区	約 0.43 ha	約 0.13 ha	約 0.30 ha	変更
伊川谷 31 生産緑地地区	約 0.16 ha	約 0.06 ha	約 0.10 ha	変更
玉 津 127 生産緑地地区	約 0.13 ha	約 0.06 ha	約 0.07 ha	変更
玉 津 128 生産緑地地区	約 0.54 ha	約 0.25 ha	約 0.29 ha	変更
玉 津 129 生産緑地地区	約 0.27 ha	約 0.21 ha	約 0.06 ha	変更
玉 津 131 生産緑地地区	約 0.25 ha	約 0.18 ha	約 0.07 ha	変更
玉 津 133 生産緑地地区	約 0.36 ha	約 0.27 ha	約 0.09 ha	変更
玉 津 141 生産緑地地区	約 0.08 ha	-	約 0.08 ha	廃止
廃止：6地区， 約 0.74 ha 変更：8地区， 約 1.06 ha				

2. 変更前後対照表

	変更前	変更後	増減
地区数	546地区	540地区	6地区
面積	約 117.52 ha	約 115.72 ha	約 1.80 ha